

# 新型コロナウイルス感染症の影響により 生活が困窮されている皆様へ

## 生活福祉資金特例貸付の申請受付期間を **令和3年3月末**まで延長します。

- 相談受付窓口 社会福祉法人 中津市社会福祉協議会 地域福祉課  
〔〒871-0021  
大分県中津市沖代町 1-1-11 中津市教育福祉センター内〕
- 連絡先 0979-23-2095(地域福祉課直通)  
または 0979-24-4294(社協代表番号)
- 受付時間 平日…8:30～17:30  
土曜・祝日は電話相談のみ 9:00～17:00 まで受付します  
※平日に来所されることが難しい場合は事前にご相談ください

### ■生活福祉資金特例貸付について

#### 緊急小口資金

- 対象者 新型コロナウイルスの影響を受け、休業等により収入の減少があり、生計維持のため緊急的な貸付を必要とする世帯
- 貸付上限額 20万円以内

#### 総合支援資金

- 対象者 新型コロナウイルスの影響を受け、収入の減少や失業等により生活に困窮し、日常生活の維持が困難となっている世帯
- 貸付期間 原則 3ヶ月以内  
※但し、令和3年3月までに総合支援資金を申請した方で、生活維持が引き続き困難な方は、3ヶ月に限り、延長申請ができます
- 貸付上限額 (単身世帯)月 15万円以内 / (複数世帯)月 20万円以内

総合支援資金は、貸付要件として、自立相談支援員による生活状況の聴き取りと継続的支援(就労支援・家計相談支援等)を受けることが要件となります。  
詳細は相談受付窓口にてお問い合わせください。